

議案第 21 号

佐野市公共物管理条例の改正について

佐野市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 3 年 2 月 19 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市公共物管理条例の一部を改正する条例

佐野市公共物管理条例（平成 17 年佐野市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保全又は」を「管理及び」に、「規制を行い」を「事項を定めることにより、公共物の保全を図り」に、「利益」を「福祉の増進」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「適用」を「適用し、」に改め、同項第 3 号中「その他の土地又は水面」を「その他これらに類する土地」に改め、同条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 号中「じんかい」を「ごみ」に改める。

第 4 条第 1 項中「同様」を「、同様」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同項第 6 号中「生産物」を「公共物（第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げるものに限る。）から生ずる石、土砂、砂れき、竹木、草その他これらに類するもの（以下「生産物」という。）」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号中「流水水面又は敷地」を「流水の水面」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1） 公共物の敷地を使用すること。

第 4 条第 2 項中「前項の」を削り、「付ける」を「付する」に改める。

第 5 条中「前条第 1 項の規定による」を削り、同条第 2 号中「を確保する」を「の確保」に改める。

第 6 条第 1 項中「公共物の使用許可」を「許可」に改め、同条第 2 項中「生産物」を「前項の規定にかかわらず、生産物」に改め、「採取」の次に「に係る」を加え、「市長」を「、市長」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の許可」を「許可」に、「おいては、更新のときから第 1 項の」を「おいて、更新に係る期間は、第 1 項に規定する」に改める。

第7条中「第4条第1項の」を削る。

第8条中「地方公共団体」の次に「(以下「国等」という。)」を加え、「行い事業のために」を「行う事業に係る」に改め、「これらの事業を行うものが」を削り、「あらかじめ」の次に「、当該国等が」を加え、「と協議しなければならない。協議した」を「に協議し、その同意をもって許可があつたものとみなす。当該協議した」に改める。

第9条中「工作物設置の」を「第4条第1項第2号に掲げる行為に係る」に改め、「者は、」の次に「当該許可に係る」を加える。

第10条第2項第1号中「国又は県」を「国等」に改める。

第11条中「生じたとき」を「生じたときは」に改める。

第13条中「義務者」を「許可を受けた者」に改める。

第14条第1項中「第4条第1項の許可を受けたもの」を「許可を受けた者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 使用料等の額は、公共物のうち道路の用途に供しているものに係るものにあつては佐野市道路占用料徴収条例(平成17年佐野市条例第205号)の、公共物のうち道路以外の用途に供しているものに係るものにあつては佐野市準用河川流水占用料等徴収条例(平成17年佐野市条例第207号)の例による。

第14条第3項中「前項に規定する」を削り、「納入通知書を許可を受けた者に交付する」を「徴収する」に改め、同項第2号ただし書を削り、同条第4項中「場合にあつては」を「と認めるときは」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、「免除をする」を「免除する」に改め、同項第1号中「国又は県」を「国等」に、「使用し、又は」を「公共物を使用し、又は生産物を」に改め、同項第2号中「市長」を「前号に掲げるもののほか、市長」に、「減額し、又は免除を必要とする理由」を「必要」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、使用料等が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、使用料等を分割して徴収することができる。

5 使用料等の徴収は、納入通知書を許可を受けた者に交付することにより行う。

第15条の見出し中「返還」を「還付」に改め、同条中「返還しない」を「還付しない」に、「場合においては」を「場合は」に、「返還する」を「還付する」に改める。

第16条中「使用又は」を「公共物の使用又は生産物の」に改め、「時期は、」の次に「許可を受けた者が」を加える。

第18条第1項第2号中「第4条第1項の」を削り、「同項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同項第3号中「基づく」を「より」に改め、同項第6号中「又は」の次に「同条の」を加える。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐野市公共物管理条例の規定により算定する使用料等を納付している者の使用料等については、当該納付した使用料等に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の佐野市公共物管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

公共物の使用料の額を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第21号参考資料

佐野市公共物管理条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、公共物の<u>保全又は使用</u>に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか必要な<u>規制を行い</u>、もって公共の<u>利益</u>に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「公共物」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 市有地における河川法（昭和39年法律第167号）を<u>適用又は準用しない</u>河川 (3) 市有地における湖沼、ため池、水路、井溝、<u>その他の土地又は水面</u> (4) (略) <u>2 この条例において「生産物」とは、公共物（前項第2号及び第3号に掲げるものに限る。）から生ずる石、土砂、砂れき、竹木、草その他これらに類するものをいう。</u> (行為の禁止) 第3条 何人も公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) (略) (2) みだりに公共物に<u>じんかい</u>、汚物、石、土砂、竹木等の物件を投棄すること。 (3) (略) (許可) 第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも<u>同様</u>とする。	(目的) 第1条 この条例は、公共物の<u>管理及び使用</u>に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか必要な<u>事項を定めることにより</u>、公共物の<u>保全を図り</u>、もって公共の<u>福祉の増進</u>に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「公共物」とは、次に掲げるものをいう。 (1) (略) (2) 市有地における河川法（昭和39年法律第167号）を<u>適用し、又は準用しない</u>河川 (3) 市有地における湖沼、ため池、水路、井溝、<u>その他これらに類する土地</u> (4) (略) (行為の禁止) 第3条 何人も公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) (略) (2) みだりに公共物に<u>ごみ</u>、汚物、石、土砂、竹木等の物件を投棄すること。 (3) (略) (許可) 第4条 公共物について次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。 (1) <u>公共物の敷地を使用すること。</u>

(1) (略) (2) <u>流水水面又は敷地</u>を使用すること。 (3)～(5) (略) (6) <u>生産物</u>を採取すること。 (7)・(8) (略) 2 市長は、<u>前項</u>の許可をする場合において、公共物の保全又は使用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を<u>付ける</u>ことができる。 (許可の基準) 第5条 <u>前条第1項の規定による許可</u>は、次の基準に基づいて行われなければならない。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を<u>確保する</u>に支障のないこと。 (許可の期間) 第6条 <u>公共物の使用許可</u>の期間は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管、下水管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合にあっては、10年以内とすることができる。 2 <u>生産物の採取許可</u>の期間は、その都度<u>市長</u>が定める。 3 <u>第1項の許可</u>の期間は、これを更新することができる。この場合においては、<u>更新のときから第1項の期間</u>を超えることができない。 (地位の承継) 第7条 <u>第4条第1項</u>の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。	(2) (略) (3) <u>流水の水面</u>を使用すること。 (4)～(6) (略) (7) <u>公共物</u>(第2条第2号及び第3号に掲げるものに限る。)から生ずる石、土砂、砂れき、竹木、草その他これらに類するもの(以下「生産物」という。)を採取すること。 (8)・(9) (略) 2 市長は、許可をする場合において、公共物の保全又は使用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を<u>付する</u>ことができる。 (許可の基準) 第5条 許可は、次の基準に基づいて行われなければならない。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を<u>確保</u>に支障のないこと。 (許可の期間) 第6条 <u>許可</u>の期間は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管、下水管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合にあっては、10年以内とすることができる。 2 <u>前項の規定にかかわらず、生産物の採取に係る許可</u>の期間は、その都度、<u>市長</u>が定める。 3 <u>許可</u>の期間は、これを更新することができる。この場合においては、<u>更新に係る期間は、第1項に規定する期間</u>を超えることができない。 (地位の承継) 第7条 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。
--	---

2 (略)

3 第4条第1項の許可に基づく地位は、第1項に定める場合のほか、何人も、市長の承認を受けなければ、これを譲り渡し、又は譲り受けることができない。

4 (略)

(国等の特例)

第8条 国又は地方公共団体が行い事業のために第4条第1項各号に掲げる行為について、これらの事業を行うものがあらかじめ市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(検査を受ける義務)

第9条 工作物設置の許可を受けた者は、工作物が完成したときは、市長の検査を受けなければならない。

(市長の監督処分)

第10条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置をすることを命ずることができる。

(1) 国又は県が公共物に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じた場合

(2)・(3) (略)

(許可の失効)

第11条 次に掲げる事由が生じたとき、許可は、その効力を失う。

(1)・(2) (略)

(費用負担の義務)

第13条 第10条の規定により市長が命じた処分若しくは措置又は前条の規定による原状回復に要する費用は、義務者の負担とする。

2 (略)

3 許可に基づく地位は、第1項に定める場合のほか、何人も、市長の承認を受けなければ、これを譲り渡し、又は譲り受けることができない。

4 (略)

(国等の特例)

第8条 国又は地方公共団体 (以下「国等」という。) が行う事業に係る第4条第1項各号に掲げる行為については、あらかじめ、当該国等が市長に協議し、その同意をもって許可があつたものとみなす。当該協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(検査を受ける義務)

第9条 第4条第1項第2号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、当該許可に係る工作物が完成したときは、市長の検査を受けなければならない。

(市長の監督処分)

第10条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置をすることを命ずることができる。

(1) 国等が公共物に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じた場合

(2)・(3) (略)

(許可の失効)

第11条 次に掲げる事由が生じたときは、許可は、その効力を失う。

(1)・(2) (略)

(費用負担の義務)

第13条 第10条の規定により市長が命じた処分若しくは措置又は前条の規定による原状回復に要する費用は、許可を受けた者の負担とする。

(使用料等) 第14条 市長は、<u>第4条第1項の許可を受けたもの</u>から使用料及び採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。 2 <u>使用料等の額は、別表第1又は別表第2の定めるところによる。</u> 3 市長は、<u>前項に規定する使用料等を次に規定する徴収方法により納入通知書を許可を受けた者に交付するものとする。</u> (1) (略) (2) 許可の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。<u>ただし、使用料等が特に多額である場合又はその他の理由により一時に全額の納付が困難であると市長が認める場合は、分割納付することができる。</u> 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する<u>場合にあつては</u>、許可を受けた者の申請により<u>前項の規定にかかわらず</u>、使用料等の額を減額し、又は<u>免除をすることができる。</u> (1) <u>国又は県が公共の目的をもって使用し、又は採取するとき。</u> (2) <u>市長が特に減額し、又は免除を必要とする理由があると認めるとき。</u> (使用料等の<u>返還</u>) 第15条 既納の使用料等は、<u>返還しない</u>。ただし、許可を受けた者がその責めに帰するこ	(使用料等) 第14条 市長は、<u>許可を受けた者</u>から使用料及び採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。 2 <u>使用料等の額は、公共物のうち道路の用途に供しているものに係るものにあつては佐野市道路占用料徴収条例（平成17年佐野市条例第205号）の、公共物のうち道路以外の用途に供しているものに係るものにあつては佐野市準用河川流水占用料等徴収条例（平成17年佐野市条例第207号）の例による。</u> 3 市長は、使用料等を次に規定する徴収方法により<u>徴収するものとする。</u> (1) (略) (2) 許可の期間が1年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは、会計年度の初めに、それぞれその年度に属する分を徴収する。 4 <u>前項の規定にかかわらず、使用料等が特に多額であるときその他の理由により一時に全額を納付することが困難であると市長が認める場合は、使用料等を分割して徴収することができる。</u> 5 <u>使用料等の徴収は、納入通知書を許可を受けた者に交付することにより行う。</u> 6 市長は、次の各号のいずれかに該当すると<u>認めるときは</u>、許可を受けた者の申請により、使用料等の額を減額し、又は<u>免除をすることができる。</u> (1) <u>国等が公共の目的をもって公共物を使用し、又は生産物を採取するとき。</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u> (使用料等の<u>還付</u>) 第15条 既納の使用料等は、<u>還付しない</u>。ただし、許可を受けた者がその責めに帰するこ
--	--

とのできない理由によって許可を受けた目的を達成することができない場合においては、既納の使用料等の全部又は一部を月割計算により返還することができる。

(使用又は採取の開始の時期)

第16条 使用又は採取の開始の時期は、使用料等を納付したことを市長が確認したときとする。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) (略)
- (2) 第4条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第4条第2項の規定に基づく許可に付された条件に違反した者
- (4)・(5) (略)
- (6) 第12条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 (略)

別表第1 (第14条関係)

第2条第1項第1号に掲げる公共物

<u>使用又は収益の種別</u>		<u>単位</u>	<u>使用料 (円)</u>
<u>電柱</u>	<u>第1種電柱</u>	<u>1本につき1年</u>	<u>440</u>
	<u>第2種電柱</u>		<u>680</u>
	<u>第3種電柱</u>		<u>920</u>
<u>電話柱 (電柱であるものを除く。)</u>	<u>第1種電話柱</u>		<u>400</u>
	<u>第2種電話柱</u>		<u>630</u>
	<u>第3種電話柱</u>		<u>870</u>

とのできない理由によって許可を受けた目的を達成することができない場合は、既納の使用料等の全部又は一部を月割計算により還付することができる。

(使用又は採取の開始の時期)

第16条 公共物の使用又は生産物の採取の開始の時期は、許可を受けた者が使用料等を納付したことを市長が確認したときとする。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) (略)
- (2) 許可を受けずに第4条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第4条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (4)・(5) (略)
- (6) 第12条の規定による原状回復をせず、又は同条の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 (略)

(削除)

その他の柱類			<u>40</u>
共架電線その他上空に設ける線類		<u>1メートルにつ</u>	<u>4</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>き1年</u>	<u>2</u>
水道管、下水道管、ガス管、電線管、その他これらに類する施設（以下「水道管等」という。）	外径が0.07メートル未満のもの		<u>17</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>36</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470</u>
鉄道、軌道その他これらに類する施設		<u>1平方メートル</u>	<u>790</u>
通路その他これに	上空に設ける通路	<u>につき1年</u>	<u>870</u>

類する施設（この表において「通路等」という。）	地下に設ける通路等	520
	その他の通路等	790
太陽光発電設備及び風力発電設備	1 平方メートル	790
工事用板囲、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	につき 1 月	170
一時的に設ける駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場その他これらに類する施設		170
その他	市長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 電柱又は電話柱の支柱又は支線は、それぞれ1本とする。

5 使用料の額が年額で定められている使用若しくは収益の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用若しくは収益の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

6 使用若しくは収益の面積若しくは水道管等の長さに各単位未満の端数があるとき、又はこれらが各単位未満であるときは、各単位まで切り上げて計算するものとする。

7 1件の使用料の額が100円未満である場合は、100円とする。

別表第2（第14条関係）

(削除)

第2条第1項第2号及び第3号に掲げる公共物

<u>使用、収益又は採取の種別</u>	<u>単位</u>	<u>使用料（円）</u>
<u>揚水式発電所以外の発電所</u>	<u>1年</u>	<u>{1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力－常時理論水力）}×1.08の式により算出した額</u>
<u>揚水式発電所</u>	<u>1年</u>	<u>{1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力－常時理論水力）}×0.25×1.08の式により算出した額</u>
<u>発電機以外の原動力に供するもの</u>	<u>許可使用水量毎秒</u>	<u>129</u>
<u>鉱工業用に供するもの</u>	<u>1リットルにつき</u>	<u>4,104</u>

<u>その他</u>		<u>1年</u>	<u>129</u>
<u>田・畑・果樹園</u>		<u>1平方メートルに</u>	<u>6</u>
<u>植林・竹林</u>		<u>つき1年</u>	<u>3</u>
<u>牧草地・放牧地</u>			
<u>工作物を要する漁業</u>		<u>1平方メートルに</u>	<u>60</u>
<u>工作物を要しない漁業</u>		<u>つき1月</u>	<u>30</u>
<u>養魚場</u>		<u>1平方メートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>40</u>
<u>電柱設置</u>	<u>柱</u>	<u>1本につき1年</u>	<u>800</u>
	<u>鉄塔</u>	<u>1平方メートルに</u> <u>つき1年</u>	<u>250</u>
<u>街灯柱</u>		<u>1本につき1年</u>	<u>200</u>
<u>標識類設置</u>		<u>1基につき1年</u>	<u>660</u>
<u>遊園地・広場・運動場</u>		<u>1平方メートルに</u>	<u>8</u>
<u>通路、材料置場、干し場、船揚げ場その他これらに類する施設</u>		<u>つき1年</u>	<u>140</u>
<u>建築物の敷地</u>			<u>250</u>
<u>その他</u>			<u>70</u>
<u>生産物の採取</u>	<u>砂利</u>		<u>1立方メートル</u>
	<u>切込砂利</u>		<u>259</u>
	<u>栗石</u>		<u>270</u>

<u>砂</u>		<u>226</u>
<u>土砂</u>		<u>162</u>
<u>玉石</u>	<u>径が0.15メートルを超え</u> <u>0.3メートル以下のもの</u>	<u>334</u>
	<u>径が0.3メートルを超え</u> <u>0.5メートル以下のもの</u>	<u>432</u>
	<u>径が0.5メートルを超え</u> <u>0.6メートル以下のもの</u>	<u>108</u>
	<u>径が0.6メートルを超え</u> <u>0.9メートル以下のもの</u>	<u>151</u>
	<u>径が0.9メートルを超え</u> <u>1.2メートル以下のもの</u>	<u>237</u>
	<u>径が1.2メートルを超える</u> <u>もの</u>	<u>237円に、1.2メートル</u> <u>に0.1メートル又はそ</u> <u>の端数を加えるごとに</u> <u>54円を加算した額</u>
<u>かや</u>		<u>1束</u> <u>75</u>
<u>あし</u>		<u>97</u>
<u>切芝</u>		<u>1平方メートル</u> <u>10</u>
<u>竹木</u>		<u>時価を基準に市長が定める額</u>

備考

- 1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

- 2 電柱又は電話柱に支柱又は支線は、それぞれ1本とする。
- 3 電線類の用地の面積は、電線類の支持物の腕木又は腕金の幅員及びその電線類の延長により計算して得た面積とする。この場合において、幅員が1メートル未満であるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 4 使用又は収益の面積若しくは生産物の数量に、各単位未満の端数がある場合又はこれらが各単位未満である場合は、各単位まで切り上げて計算するものとする。
- 5 使用若しくは収益（生産物の採取を除く。）の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合の使用料の額は、月割りをもって計算するものとする。この場合において、その期間に1月未満の端数があるとき、又はその期間が1月未満であるときは、1月として計算するものとする。
- 6 この表の規定により算出した揚水式発電所以外の発電所及び揚水式発電所に係る使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 7 庭石として利用する玉石の採取に係る使用料の額は、所定の額の2倍とする。
- 8 1束とは、かや又はあしを束ねた場合におけるその束の直径が30センチメートルのものをいう。
- 9 1件の使用料の額が100円未満である場合は、100円とする。
- 10 流水及び生産物に係る使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。